

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟金沢地裁判決について

2021年（令和3年）11月25日
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟弁護団
人権を主張するいしかわの会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、金沢地方裁判所民事部（山門優裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において、原告らの請求を棄却する不当判決を言い渡した。

本訴訟は、金沢市内の生活保護利用者4名が、国及び金沢市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）、札幌地裁、福岡地裁、京都地裁（請求棄却）に続く6件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広汎な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり、引下げの内容についての実質的な検討をすることなく、本件引下げを裁量の範囲内であると安易に認定した。

しかも、本判決は、原告の生活実態を取り違え、裁判所が原告らの置かれた厳しい生活実態に真摯に向き合わなかったと厳しく批判せざるを得ない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い抜く決意である。

以上